

買物の仕組みについて

指導のポイント

- ・主に現金による店頭での買物を扱う。
- ・買う人（消費者）の申し出を売る人の承諾によって売買契約が成立する。
- ・日常行っている買物が売買契約である。
- ・買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務がある。
- ・商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができない。
（例）レシートがあっても返品はできない。

指導に当たって

買物の仕組みと消費者の役割については、児童に身近な物の購入について取り上げ、消費者であることの自覚をもたせ、適切な消費行動をとる必要があることに気付くことができるよう配慮する。例えば、買物の仕組みについては、児童に身近な例で契約と約束の違いに気付かせたり、買物のどの場面で売買契約が成立したのかを考えさせたりする活動などが考えられる。

キーワード

- ・売買契約
- ・消費者
- ・義務

参考文献

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 家庭編

授業の流れ

題材名

よく考える消費者になろう（全6時間）

導入 (1時間)	消費者について考え、消費生活場面の映像を見て消費生活のなかで疑問を見つけよう。 生活を振り返り、自らを消費者として自覚する。 (例) 教師や児童の買物の失敗経験等を参考に、導入をする。 消費者として、契約、品質、環境にやさしい買い方、むだにしない買い方について考えることや知る。
-------------	--

学習活動

1. 前時の学習を振り返る中で、買物の仕組みについて着目させる。

めあて

買物の仕組みについて考えよう。

2. 契約になるもの、ならないものを考える。

- ・分類した理由を書く。

契約になるもの	契約にならないもの
文房具屋で、消しゴムを買う	兄に消しゴムを貸してもらう約束をする
スーパーでサンドウィッチの材料を買う	晩御飯にハンバーグを作ってもらう約束をする
美容師でかみを切る	土曜日に母にかみを切ってもらう約束をする
映画館で映画をみる	週末に家族で映画に行く約束をする
クリスマスにケーキを買う	クリスマスに母とケーキと作る約束をする
デパートで手袋を買う	手袋を祖母に編んでもらう約束をする

3. 契約の成立場面がいつになるのかを確認する。

- ・買う物を選んでから店を出るまでの流れを場面に分けて示し、売買契約がいつ成立するか確認する。
- ・売買契約は買う人の申し出「〇〇をください。」と売る人の「かしこまりました。」が一致したときに成立することをおさえる。
- ・契約と約束の違いを学習させる。
“契約は法律で守られるもの”，“約束は守るもの”であることをおさえる。

- 商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないというをおさえる。
- 買物かごにいれた時点で、契約が成立しているをおさえる。

4. まとめ

- 消費者として今後の生活にどのようにいかしていくのか考えさせる。
- 消費者として、買う前、買うとき、買った後、どのようなことを考えて生活をしますか？
(例) 様々な視点 (商品の価値, 予算, 商品の表示, 環境) を考えさせる。